

宮・庄川地域森林計画変更計画書

(宮・庄川森林計画区)

計画期間 自 令和 2年 4月 1日
至 令和12年 3月31日

(令和5年12月26日変更)

岐阜県

目次

前文	1
はじめに	2
第1章 岐阜県の森林づくりの目指す姿	
2 「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり	3
第2章 計画区の概要	
4 計画の対象とする森林の区域	5
第3章 前計画の評価と個別計画	
2 個別計画	6
第4章 森林整備及び保全方針	
1 森林の整備及び保全の基本方針	8
第5章 森林整備基準等	
1 伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	9
2 造林に関する事項	10
6 森林施業の合理化に関する事項 ～委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項～	12
7 森林の土地の保全に関する事項	13

<資料編>

第1章 計画数量の明細	
1 伐採材積、間伐面積及び造林面積	14
2 林道整備	17
3 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	20
4 治山計画	22

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定に基づき、宮・庄川地域森林計画の一部を次のように変更する。

宮・庄川地域森林計画の一部変更

※表の数値は四捨五入の関係で内訳と合計が一致しない場合がある。

※表中下線は樹立時又は前回変更計画書からの変更箇所を示す。

はじめに

森林は、国土の保全、水源の涵（かん）養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、私たちの生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」です。

こうした森林において、無秩序な伐採や開発が行われることは、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因ともなります。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物供給の面でも大きな混乱をきたすおそれがあります。

さらに森林の造成には長期の年月を要することから、一旦荒廃してしまうと森林の機能の回復は容易でなく、国民経済に多大な影響を及ぼします。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進する必要があることから、森林法において森林計画制度が定められています。

一方、戦後に造成されたスギ・ヒノキなどの人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階にあります。

国は令和3年6月に「森林・林業基本計画」を閣議決定し、森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向として、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現することとしています。

また、令和5年10月に閣議決定された「全国森林計画」では、新たな計画期間に見合う量の伐採立木材積や造林面積等の計画量が計上されたほか、花粉発生源対策の加速化等について示されています。

第14次宮・庄川地域森林計画は、森林法に基づき、全国森林計画に即し、また、市町村森林整備計画の規範として、森林・林業等に関する諸施策の実施状況を考慮し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにするものです。

なお、当地域森林計画の樹立にあたっては、岐阜県森林づくり基本計画と整合を図りつつ、また、国土利用計画(岐阜県計画)をはじめとする諸計画との関連性にも配慮しています。

第1章 岐阜県の森林づくりの目指す姿

2 「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり

(1) 目指すべき方向性と基本方針

岐阜県森林づくり基本条例で定めた基本理念「揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり」と、これまでの施策の評価や森林・林業の現状、時代の潮流などを踏まえ、『「清流の国ぎふ」の未来を支える森林づくり』を基本方針とし、森林を「守り」「活かし」「親しむ」魅力あふれるふるさとを目指して次のとおり取り組みます。

- ・産業・防災・環境のバランスを重視した森林づくりを実現する。
- ・木材の需要を拡大し、生産された木材が余すことなく活用され、利益が全ての関係者に還元される林業・木材産業を実現する。
- ・森林や自然環境が有する資源を最大限活用し、山村地域に新たな産業と雇用を創出する。

(2) 森林づくりの推進に向けた施策

こうした方向性と基本方針から、森林づくりの推進のために以下のとおり取り組みます。

○災害に強い循環型の森林づくり

- ・激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化
- ・100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり
- ・森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援

(3) 災害に強い循環型の森林づくりのための主な取り組み

ア 激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化

近年、集中豪雨の頻発など異常気象による災害の激甚化が懸念されており、県民の安全で安心な暮らしを支える森林の働きの重要性はますます高まっています。

今後は「適応復興」や「グリーンインフラ」の考え方をより強く意識し、山地災害防止機能高める森林の整備と、治山事業等の土木的手法を適切に組み合わせて、防災・減災対策につなげる取り組みが必要です。

このことから、森林の持つ防災機能と治山施設を組み合わせた森林の面的な整備による、山地防災力の強化、図1-2-1に示す「森林配置計画」による森林の区分に基づいた森林の適正な管理、さらに保安林制度や林地開発許可制度、水源地域の保全、鳥獣被害対策等により、森林の適正な保全を進めます。

イ 100年先を見据えた森林づくりの方向性と仕組みづくり

第14次計画において、100年先に向けて望ましい森林の姿を示す「森林配置計画」の策定を進めた結果、本県の気候や地形などの自然条件、生物多様性や資源量等の諸条件による理想的な森林の姿が明確になりました。

今後は、「木材生産林」や「環境保全林」など4つに区分された森林を、どのような方針のもとで森林づくりを行っていくのか県民に分かりやすく示すことが必要です。

また、「木材生産林」については、エリートツリーや早生樹の活用、短伐期・長伐期による施業体系の確立など、多様な樹種・施業体系を所有者が選択できる仕組みづくりが必要です。

このことから、森林配置計画に沿った森林づくりを進めるため、森林配置区分ごとの施業指針の策定と普及・啓発を進めるとともに、森林所有者が樹種や施業体系を選択し、多様な森林づくりに取り組むための仕組みづくりを進めます。また、持続可能な森林づくりや二酸化炭素吸収源として重要な課題である、再造林・保育対策を進めます。

ウ 森林経営管理法に基づく市町村による森林管理の支援

森林の経営管理の担い手は、今後、「森林所有者」、「市町村」、「再委託を受けた民間事業者」の3者になることを踏まえて、支援策を検討していく必要があります。併せて、森林所有者に経営意欲を高めてもらう方策が必要です。

また、県民協働による森林づくりを推進するため、森林づくりに取り組む企業や地域の団体等、多様な担い手の育成や支援も必要です。

このことから、森林所有者による森林管理の促進や森林経営管理制度を推進するため、関係者への情報提供や支援を行うとともに、地域の森林管理を担う林業事業者の経営力の強化と施業実施能力の向上や森林づくりの多様な担い手の育成への支援を行います。

区分	木材生産林	環境保全林	観光景観林	生活保全林
定義	<ul style="list-style-type: none"> 主たる目的が木材の生産である森林 主伐と更新を行う森林 	<ul style="list-style-type: none"> 公益的機能の高度な発揮が期待される森林 木材生産しても経済的採算の見込めない森林 	<ul style="list-style-type: none"> 優れた森林景観を形成することで、観光振興に寄与することができる森林 	<ul style="list-style-type: none"> 倒木の危険、気象災害や獣害などから地域住民の生活を守るための整備が必要な森林
主に対象とする森林	<ul style="list-style-type: none"> 造林の適地であって、団地的なまとまりがある森林 道から近いなど木材の搬出条件が整っている森林 木材生産に関する具体的な計画がある森林 	<ul style="list-style-type: none"> 公益的機能を重視すべき森林 道から遠いなど木材生産しても経済的採算の見込めない森林 保安林などの法規制がある森林 木材生産林以外の森林 	<ul style="list-style-type: none"> 観光道路から眺望でき、景観的価値が高い森林 	<ul style="list-style-type: none"> 集落や生活道路等に隣接する森林の区域 

図 1-2-1 森林配置計画の将来目標区分ごとの定義と対象とする森林

(これらの区分の設定基準と整備方針は、本計画第4章「森林整備及び保全方針」において定めています。)

第2章 計画区の概要

4 計画の対象とする森林の区域

表 2-4-1 における地域森林計画対象民有林の区域を、この計画書の対象森林とします。

表 2-4-1 地域森林計画対象民有林

単位(面積:ha)

市町村名	地域森林計画 対象民有林	対象外面積	民有林面積計
計画区総数	<u>191,470.80</u>	<u>250.05</u>	<u>191,720.85</u>
飛騨	高山市	<u>119,593.61</u>	<u>119,755.71</u>
	飛騨市	<u>56,722.03</u>	<u>56,803.24</u>
	白川村	<u>15,155.16</u>	<u>15,161.90</u>

※詳しい区域は、岐阜県林政課、岐阜県各農林事務所及び岐阜県内関係市町村に配備する森林計画図による。

※地域森林計画の対象とする民有林（次の①の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の③の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、①森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制、②森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び③森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。

第3章 前計画の評価と個別計画

2 個別計画

(1) 伐採計画 ～間伐立木材積その他の伐採立木材積～

伐採立木材積(主伐・間伐)については、表 3-2-1 のとおりとします。

表 3-2-1 伐採立木材積に係る計画量

単位 (材積 : 千 m³)

区分	総数			主伐			間伐
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹
総数	2,653	2,422	231	1,046	815	231	1,607
うち前半5年分	1,286	1,179	107	449	342	107	837

※詳細は、資料編第1章1による。

(3) 造林計画 ～人工造林及び天然更新別の造林面積～

人工造林、天然更新別の造林面積については、表 3-2-3 のとおりとします。

表 3-2-3 造林に係る計画量

単位 (面積 : ha)

区分	人工造林			天然更新
	計	人工造林	樹下植栽	
総数	1,184	1,021	163	1,922
うち前半5年分	518	414	104	1,030

※詳細は、資料編第1章1による

(4) 林道整備計画 ～林道の開設及び拡張に関する事項～

開設又は拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等は表 3-2-4 のとおりとします。

表 3-2-4 林道に係る計画量

単位 (開設、舗装 : m、改良 : 箇所)

区分	総数	
	うち前半5年分	
開設	9,000	4,000
改良	120	117
舗装	15,450	15,450

※市町村別総括表、箇所別明細は、資料編第1章2による。

(5) 保安施設 ～保安林整備及び治山事業に関する計画～

ア 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別の計画末期面積については、表 3-2-5 のとおりとします。

表 3-2-5 保安林に係る計画量

単位 (面積 : ha)

保安林の種類	面積	うち前半 5 年分
総数(実面積)	78,176	77,992
水源涵(かん)養のための保安林	53,911	53,831
災害防備のための保安林	23,977	23,873
保健、風致のための保安林	2,030	2,030

※総数欄は、2以上の目的を達するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

※計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等は、資料編第1章3による。

ウ 実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業の数量については表 3-2-6 のとおりとします。

表 3-2-6 治山事業に係る計画量

単位 (林班数:箇所)

区分	治山事業施工地区数	
	うち前半 5 年分	
総数	181	127

※市町村別等は、資料編第1章4による。

第4章 森林整備及び保全方針

1 森林の整備及び保全の基本方針

(2) 各機能に応じた望ましい森林の姿、森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の有する水源涵(かん)養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施や、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取り組みを推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮します。また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。

各機能に応じた森林の望ましい姿、森林整備及び保全の基本方針は、表4-1-2のとおりです。

第5章 森林整備基準等

1 伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）伐採方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとします。

皆伐と択伐の定義については、表 5-1-1 に示すとおりです。

表 5-1-1 皆伐と択伐の定義

皆伐	主伐のうち択伐以外のもの
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採

立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮するものとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林について、伐採・植替え等を促進します。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）の苗木や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。

ア 樹種

人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表5-2-1のとおりとします。

表5-2-1 人工造林に係る樹種

<p>一般的事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。 ・特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉の少ない苗木の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。 ・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。 ・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ることとする。 ・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した柵工など構造物設置の措置をとること。 ・市町村森林整備計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市町村の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。 ・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。 										
<p>最深積雪深による造林樹種の区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪深による造林樹種区分は次のとおりとする。 (資料編第2章1 最深積雪深図 参照) <table border="1" data-bbox="481 1617 1396 1904"> <thead> <tr> <th>最深積雪深</th> <th>樹種及び留意事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0m未満の地域</td> <td>・それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽</td> </tr> <tr> <td>1.0m以上の地域</td> <td>・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽</td> </tr> <tr> <td>1.5mを超える地域</td> <td>・ヒノキの人工造林を避ける</td> </tr> <tr> <td>2.5mを超える地域</td> <td>・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る</td> </tr> </tbody> </table> <p>(関連参考；資料編第2章3 冠雪害危険度マップ)</p>	最深積雪深	樹種及び留意事項	1.0m未満の地域	・それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽	1.0m以上の地域	・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽	1.5mを超える地域	・ヒノキの人工造林を避ける	2.5mを超える地域	・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る
最深積雪深	樹種及び留意事項										
1.0m未満の地域	・それぞれの自然条件に応じた樹種を選定して植栽										
1.0m以上の地域	・耐寒、耐雪性の強いスギを植栽、自然条件等によってはケヤキ等の広葉樹を植栽										
1.5mを超える地域	・ヒノキの人工造林を避ける										
2.5mを超える地域	・人工造林を避け、広葉樹を中心とする育成複層林(天然林型)及び天然生林施業によって森林整備を図る										
<p>カシナガ等被害跡地の造林樹種</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区ではカシノナガキクイムシによる被害によりナラ類が枯損している。また、ほぼ県下全域にわたり松くい虫被害によりアカマツが枯損している。これらの地域では、枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植である場 										

	合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種の人工造林による更新を図るものとする。
--	---

(2) 天然更新

ウ 更新樹種

更新樹種は、高木性種とします。そのうち主な樹種は表 5-2-3 のとおりとします。

表 5-2-3 主な更新樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ類、マツ類、カラマツ、モミ類、ツガ類、カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、カンバ類、シデ類、ハンノキ類、クルミ類、カエデ類、ケヤキ、トチノキ、カツラ、ホオノキ、ミズキ、ハリギリ等の将来その林分において高木になりうる樹種（以下「高木性樹種」という）
ぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類、ブナ類、ナラ類、クリ、サクラ類、シデ類、カエデ類、ケヤキ、ホオノキ

※「ぼう芽による更新が可能な樹種」欄にあるものであっても、更新が完了していない若齢な広葉樹林や大径化した広葉樹二次林(根本直径 40cm 以上、おおむね 80 年生以上)は、ぼう芽による更新が困難な樹種として取り扱い、更新樹種には含めないものとする。

※更新樹種のうち、〇〇類と表示しているものの詳細は、資料編第 2 章 2 を参照。

オ 更新の判定基準

表 5-2-5 に示す稚樹高以上の更新樹種が、表 5-2-6 に示す期待成立本数に対して、10 分の 3 を乗じた本数以上が成立している状態(「立木度」が 3 以上の状態)をもって、更新の完了とします。

なお、残存木がある場合には、残存木と更新樹種の「立木度」の和が 3 以上の状態をもって、更新の完了とします。

表 5-2-5 天然更新に係る更新樹種の稚樹高

稚樹高	更新樹種の成立本数として算入する稚樹の高さについては、概ね以下のとおり。 50cm 以上かつ競合植物の高さ以上
-----	--

表 5-2-6 天然更新に係る更新樹種等の期待成立本数

期待成立本数	<p>①残存木が無い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天然更新をすべき期間(伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日まで)が満了した日までに於ける更新樹種の期待成立本数は、概ね以下のとおりとする。 10,000 本/ha <p>②残存木がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林相ごとに、収穫予想表・林分密度管理図等、あるいは周辺の類似する林分等を参考として導かれる成立本数をもって、該当林相の期待成立本数とする。なお、この場合において更新樹種に係る期待成立本数は上記①のとおり(概ね 10,000 本/ha)とする。
--------	---

※残存木がある場合の計算例

区分	対象面積	平均樹高	期待成立本数	成立本数	立木度
残存木	1.0ha	20.0m	1,200 本	120 本	1
更新樹種	1.0ha	1.5m	10,000 本	2,000 本	2
計					3

6 森林施業の合理化に関する事項 ～委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項～

(4) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

イ 森林技術者の確保・育成・定着

林業労働力確保支援センター（森のジョブステーションぎふ）との連携により、農林高校、森林文化アカデミーにおいて養成された実践的技術を持った人材の積極的な受け入れに努めるものとします。

高度な技術や指導能力を持つ森林技術者の育成に努めるものとします。高性能林業機械を利用した伐採専門チームの養成とともに、造林・保育技術者の養成に努めるものとします。

新規就業者が段階的に知識や技術、技能を習得できるよう「緑の雇用」担い手確保支援事業、きこり養成塾等によりキャリア形成を支援します。

森林技術者の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実、住居を含めた生活基盤の整備等を図り、森林技術者の新規参入及び定着に努めるものとします。

また林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組みます。

(6) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林、国有林を通じ、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、市町村森林管理委員会をはじめとした、地域の林業・木材産業関係者における協議を通じて、地域材の産地化形成の推進などについて地域の連携・合意形成に努めるものとします。

大手住宅メーカー、集成材メーカー等とのネットワークづくり、コンビナートによる協業化及び分業化、製材業者等の系列化、ネットワーク化による流通ロットの拡大・安定化を図るものとします。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めます。

7 森林の土地の保全に関する事項

(1) 土地の形質の変更にあたって留意すべき事項

土地の形質の変更にあたっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう留意します。

土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等を留意して、その実施区域の選定を行います。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための法面緑化工、土留工等の施設及び下流域に対し流出増とならないよう雨水等の適切な処理のために排水・貯留施設等を配置するものとします。

その他、土地の形質変更の態様に応じた土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとします。

なお、太陽光発電施設を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置や森林の適切な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取り組みの実施等に配慮することとします。

また、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく盛土等に伴う災害の防止に配慮することとします。

資料編 第1章 計画数量の明細

1 伐採材積、間伐面積及び造林面積

(1) 伐採材積、間伐面積及び造林面積に関する数量算出の考え方

本編第3章2「個別計画」のうち、伐採及び造林に関する計画数量については、現存の資源量及び過去の実績値等に基づいて、図1-1-1のフローによって算出しています。このうち、全国森林計画において計画量が明記されているものについては、全国森林計画に沿うように計画数量の補正を行っています。

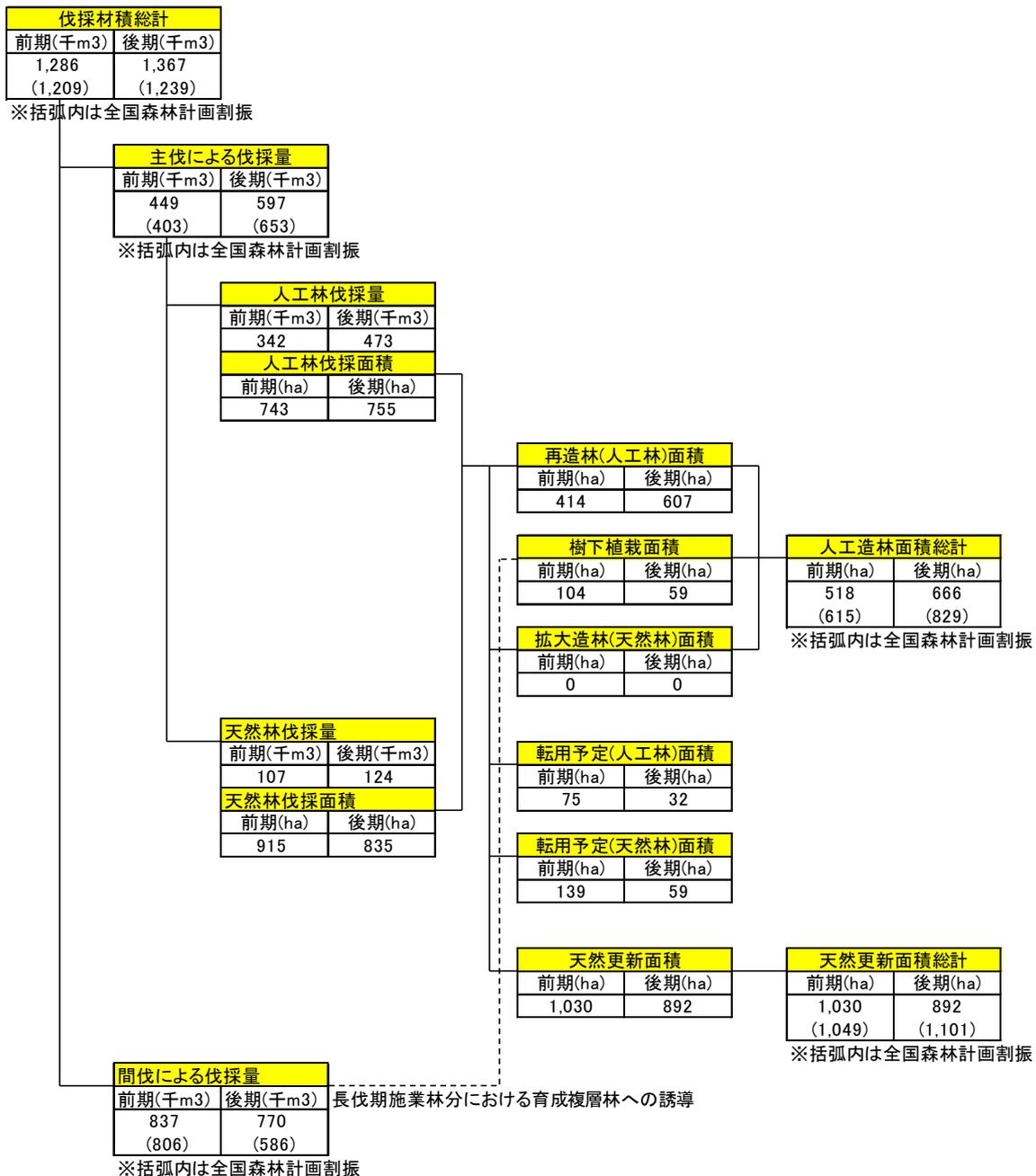


図1-1-1 伐採及び造林に係る計画数量算出のフロー

また、図 1-1-2 及び図 1-1-3 により、岐阜県森林づくり基本計画の目標値との整合を図ることとしています。

- 第4期 岐阜県森林づくり基本計画期間 -

単位 (材積 : 千 m³)

年度	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	前期計画	後期計画	計画区総計	基本計画総計
木曾川森林計画	218	220	221	217	241	250	258	266	265	266	266	267	267	268	268	1,279	1,333	2,612	1,231
揖斐川森林計画	202	203	203	178	191	196	201	206	206	206	207	207	208	208	208	1,016	1,038	2,054	973
宮・庄川森林計画	247	252	258	254	259	264	269	274	274	275	276	277	278	279	280	1,286	1,367	2,653	1,319
長良川森林計画	355	361	370	372	356	370	383	396	396	396	397	397	397	398	398	1,851	1,982	3,833	1,877
飛騨川森林計画	225	226	226	240	244	247	250	253	252	252	252	252	252	252	252	1,233	1,260	2,493	1,233
合計				1,262	1,291	1,326	1,360	1,394											6,634

素材生産量に換算すると

年度	R4	R5	R6	R7	R8
材積	543	560	571	582	591

基本計画の目標値

年度	R4	R5	R6	R7	R8
材積	543	560	571	582	591

※基本計画の目標値のうち国有林分を除いた数値

図 1-1-2 岐阜県森林づくり基本計画における素材生産量の目標値と地域森林計画における伐採計画数量との関係

- 第4期 岐阜県森林づくり基本計画期間 -

単位 (面積 : ha)

年度	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	前期計画	後期計画	計画区総計	基本計画総計
木曾川森林計画	1,845	1,845	1,845	1,523	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	1,715	8,575	8,574	17,149	8,383
揖斐川森林計画	1,755	1,755	1,755	1,321	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	1,417	7,085	7,085	14,170	6,989
宮・庄川森林計画	1,669	1,669	1,669	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	1,924	9,111	9,622	18,734	9,622
長良川森林計画	2,522	2,522	2,522	2,780	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	2,492	12,777	12,459	25,236	12,747
飛騨川森林計画	2,009	2,009	2,009	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	2,052	10,260	10,260	20,520	10,260
合計				9,600	9,600	9,600	9,600	9,600											48,000

※基本計画の目標値と一致

図 1-1-3 岐阜県森林づくり基本計画における間伐面積の目標値と地域森林計画における間伐計画との関係

(2) 市町村別の伐採材積及び造林面積

表 1-1-1 市町村別伐採立木材積

単位 (材積 : 千m³)

区分	総数							前期							後期						
	総数			主伐			間伐	総数			主伐			間伐	総数			主伐			間伐
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹
宮・庄川計画区	2,653	2,422	231	1,046	815	231	1,607	1,286	1,179	107	449	342	107	837	1,367	1,243	124	597	473	124	770
高山市	1,905	1,778	127	724	597	127	1,181	925	866	59	310	251	59	615	980	912	68	414	346	68	566
飛騨市	666	588	78	276	198	78	390	322	286	36	119	83	36	203	344	302	42	157	115	42	187
白川村	82	56	26	46	20	26	36	39	27	12	20	8	12	19	43	29	14	26	12	14	17

表 1-1-2 市町村別造林面積

単位 (面積 : ha)

区分	総数				前期				後期			
	人工造林			天然更新	人工造林			天然更新	人工造林			天然更新
	計	人工造林	樹下植栽		計	人工造林	樹下植栽		計	人工造林	樹下植栽	
宮・庄川計画区	1,184	1,021	163	1,922	518	414	104	1,030	666	607	59	892
高山市	866	747	119	1,062	379	303	76	569	487	444	43	493
飛騨市	288	249	39	642	126	101	25	344	162	148	14	298
白川村	30	25	5	218	13	10	3	117	17	15	2	101

2 林道整備 ～林道の開設及び拡張に関する計画～

(1) 市町村別総括表

表 1-2-1 林道の開設及び拡張に関する計画に係る総括表

単位(開設、舗装:m、改良:箇所)

市町村	開設			改良			舗装		
	計	前期	後期	計	前期	後期	計	前期	後期
高山市	2,000	1,000	1,000	70	67	3	9,550	9,550	0
飛騨市	7,000	3,000	4,000	42	42	0	3,000	3,000	0
白川村	0	0	0	8	8	0	2,900	2,900	0
計	9,000	4,000	5,000	120	117	3	15,450	15,450	0

(2) 林道の開設及び拡張に関する計画の箇所別明細

表 1-2-2 林道の開設及び拡張に関する計画に係る箇所別明細

下線:変更箇所

単位(開設、舗装:m、改良:箇所)

開設/拡張	種類	区分	位置 (市町村)	路線名	延長及び 箇所数	前半5カ年の 計画箇所	対図番号
開設	自動車道		高山市	宮・高山線	1,000	○	高山市-1-開設
開設	自動車道		高山市	宮・高山線	1,000		高山市-1-開設
			前期		1	1,000	
			後期		1	1,000	
開設 計					2	2,000	
開設	自動車道		飛騨市	森安～万波線	1,500	○	飛騨市-1-開設
開設	自動車道		飛騨市	森安～万波線	1,500		飛騨市-1-開設
開設	自動車道	指定林道	飛騨市	高野～畦畑線	1,500	○	飛騨市-2-開設
開設	自動車道	指定林道	飛騨市	高野～畦畑線	1,500		飛騨市-2-開設
開設	自動車道		飛騨市	畑ヶ洞	1,000		飛騨市-3-改築
			前期		2	3,000	
			後期		3	4,000	
開設 計					5	7,000	
開設 合計					7	9,000	
拡張(改良)	自動車道		高山市	駄吉線	10	○	高山市-1-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	夏厩～大倉線	6	○	高山市-2-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	下柏線	2	○	高山市-3-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	舟山～牛牧線	5	○	高山市-4-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	無数河線	3	○	高山市-5-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	双六～瀬戸線	10	○	高山市-6-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	八本原線	10	○	高山市-7-改良

拡張(改良)	自動車道		高山市	宮谷～明ヶ谷線	3		高山市-8-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	ダナ線	1	○	高山市-9-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	押谷線	1	○	高山市-10-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	今谷線	1	○	高山市-11-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	栢洞線	1	○	高山市-12-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	苅安線	1	○	高山市-13-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	小打江線	1	○	高山市-14-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	下り谷線	1	○	高山市-15-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	湯屋洞線	1	○	高山市-16-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	ダナ平線	1	○	高山市-17-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	大原線	1	○	高山市-18-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	明宝～荘川線	1	○	高山市-19-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	横根尾線	1	○	高山市-20-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	山吹谷線	1	○	高山市-21-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	岩井谷線	1	○	高山市-22-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	内ヶ谷線	1	○	高山市-23-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	瓜田～中呂瀬線(1)	1	○	高山市-24-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	瓜田～中呂瀬線(2)	1	○	高山市-25-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	麻畑線	1	○	高山市-26-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	志ん谷線	1	○	高山市-27-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	干谷線	1	○	高山市-28-改良
拡張(改良)	自動車道		高山市	八日町線	1	○	高山市-29-改良
			前期	28	67		
			後期	1	3		
拡張(改良)計				29	70		
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	森安～万波線	5	○	飛騨市-1-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	安峰線	5	○	飛騨市-2-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	双六～瀬戸線	5	○	飛騨市-3-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	神原～数河線	2	○	飛騨市-4-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	洞～数河線	6	○	飛騨市-5-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	大谷線	5	○	飛騨市-6-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	森安～臼坂線	1	○	飛騨市-7-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	杉越線	1	○	飛騨市-8-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	和佐府線	1	○	飛騨市-9-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	牛形線	1	○	飛騨市-10-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	峠ヶ洞線	1	○	飛騨市-11-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	灘見谷線	1	○	飛騨市-12-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	小路口線	1	○	飛騨市-13-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	扇野線	1	○	飛騨市-14-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	小萱～蔵柱線	1	○	飛騨市-15-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	猪臥線	3	○	飛騨市-16-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	深谷線	1	○	飛騨市-17-改良
拡張(改良)	自動車道		飛騨市	茂住線	1	○	飛騨市-18-改良
			前期	18	42		

			後期	0	0		
拡張(改良)計				18	42		
拡張(改良)	自動車道		白川村	横道線	2	○	白川村-1-改良
拡張(改良)	自動車道		白川村	牛首線	3	○	白川村-2-改良
拡張(改良)	自動車道		白川村	有家ヶ原線	1	○	白川村-3-改良
拡張(改良)	自動車道		白川村	宮谷線	1	○	白川村-4-改良
拡張(改良)	自動車道		白川村	寺尾線	1	○	白川村-5-改良
			前期	5	8		
			後期	0	0		
拡張(改良)計				5	8		
拡張(改良)合計				52	120		
拡張(舗装)	自動車道		高山市	苅安線	250	○	高山市-1-舗装
拡張(舗装)	自動車道		高山市	宮谷~明ヶ谷線	9,300	○	高山市-2-舗装
			前期	2	9,550		
			後期	0	0		
拡張(舗装)計				2	9,550		
拡張(舗装)	自動車道		飛騨市	洞~数河線	3,000	○	飛騨市-1-舗装
			前期	1	3,000		
			後期	0	0		
拡張(舗装)計				1	3,000		
拡張(舗装)	自動車道		白川村	飯島線	600	○	白川村-1-舗装
拡張(舗装)	自動車道		白川村	牛首線	2,000	○	白川村-2-舗装
拡張(舗装)	自動車道		白川村	野ヶ島線	300	○	白川村-3-舗装
			前期	3	2,900		
			後期	0	0		
拡張(舗装)計				3	2,900		
拡張(舗装)合計				6	15,450		

3 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

(1) 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

表 1-3-1 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
下線：変更箇所 単位(面積:ha)

指定 ／ 解除	種類	流域		森林の所在		面積		指定または解除を 必要とする理由	備考	
				管内	市町村		うち 前半5年分			
指定	総数(実面積)					498	314			
	水源 涵(かん) 養	総数					217	137	水源涵(かん)養のため	
		宮 庄 川	飛 驒	高山市		211	133	〃		
				飛驒市		0	0	〃		
				白川村		6	4	〃		
	災害 防備	総数					281	177	災害防備のため	
		宮 庄 川	飛 驒	高山市		152	96	〃		
				飛驒市		94	59	〃		
				白川村		35	22	〃		
	保健・ 風致等	総数					0	0	保健・風致のため	
		宮 庄 川	飛 驒	高山市		0	0	〃		
				飛驒市		0	0	〃		
				白川村		0	0	〃		
解除	総数(実面積)					24.6	24.6	指定理由の消滅		
	水源 涵(かん) 養	総数					10.0	10.0	〃	
		宮 庄 川	飛 驒	高山市		10.0	10.0	〃		
				飛驒市		0	0	〃		
				白川村		0	0	〃		
	災害 防備	総数					14.6	14.6	指定理由の消滅	
		宮 庄 川	飛 驒	高山市		14.1	14.1	〃		
				飛驒市		0.1	0.1	〃		
				白川村		0.4	0.4	〃		
	保健・ 風致等	総数					0	0	指定理由の消滅	
		宮 庄 川	飛 驒	高山市		0	0	〃		
				飛驒市		0	0	〃		
				白川村		0	0	〃		

(2) 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

表 1-3-2 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位(面積:ha)

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵(かん)養のための保安林			46,904	47,363	13,847
災害の防備のための保安林			21,215	21,206	3,573
保健、風致の保存等のための保安林					

4 治山計画 ～実施すべき治山事業の数量～

表 1-4-1 実施すべき治山事業の数量等

単位(林班数:箇所)

森 林 の 所 在		治山事業施工地区数				主 な 工 種	
市 町 村	区 域	計	前期	(林班番号)	後期		
総数		181	127		54		
飛 騾	計	181	127		54		
	高山市	86	56		30		
	旧高山市	江名子町	2	1	3	1	山腹工
		松之木町	2	1	101	1	溪間工・山腹工
		漆垣内町	2	1	106	1	山腹工
		三福寺町	1	0		1	山腹工
		岩井町	2	1	149	1	溪間工・山腹工
		塩屋町	1	1	117		山腹工
		滝町	1	1	129		溪間工
	旧丹生川村	山口	3	2	266, 269	1	溪間工・山腹工
		根方	1	0		1	山腹工
		瓜田	2	1	130	1	山腹工
		久手	3	2	181, 183	1	溪間工・山腹工
		日面	3	2	151, 152	1	溪間工・山腹工
		駄吉	1	1	236		溪間工
	旧清見村	大原	1	0		1	溪間工
		櫛谷	4	2	45, 46	2	溪間工・山腹工
		巢野俣	2	1	89	1	溪間工・山腹工
		三ツ谷	2	1	143	1	溪間工
		福寄	1	0		1	溪間工・山腹工
		三日町	2	1	175	1	溪間工
		二本木	4	3	243, 245, 249	1	山腹工・溪間工
		大谷	2	2	277, 279		溪間工
	旧荘川村	三尾河	2	1	96	1	溪間工・山腹工
	旧宮村	新田洞谷	1	1	52		溪間工
	旧久々野町	柳島	1	1	83		溪間工
		大西	3	2	73, 74	1	山腹工
		渚	1	1	142		山腹工
		小屋名	1	1	76		溪間工・山腹工
	旧朝日村	一之宿	3	3	78, 79, 80		溪間工
西洞		3	3	136, 137, 140		溪間工	
旧高根村	黍生	1	1	94		山腹工	
	上ヶ洞	2	1	67	1	溪間工・山腹工	
	小日和田	1	1	171		山腹工	
	中洞	3	3	6, 7, 12		溪間工	
	池ヶ洞	1	1	62		山腹工	

	旧国府町	山本	1	1	2		溪間工・山腹工	
		上広瀬	2	1	71	1	溪間工	
		宇津江	1	0		1	山腹工	
		八日町	2	1	24	1	溪間工	
	旧上宝村	双六	1	0		1	山腹工	
		栃尾	1	0		1	溪間工	
		神坂	5	4	180, 186, 187, 188	1	溪間工・山腹工	
		一重ヶ根	1	0		1	溪間工・山腹工	
		平湯	4	3	260, 262, 268	1	山腹工	
		福地	2	2	276, 278		溪間工・山腹工	
		本郷	1	0		1	溪間工・山腹工	
	飛 驒	飛驒市		68	49		19	
		旧古川町	高野	1	1	5		溪間工
			寺地	2	1	15	1	溪間工
平岩			1	1	6		溪間工	
上野			1	1	8		山腹工	
杉崎			1	1	100		溪間工	
信包			1	1	56		溪間工・山腹工	
野口			1	1	94		溪間工	
戸市			2	2	66, 67		溪間工	
谷			3	1	58	2	溪間工・山腹工	
数河			3	2	73, 74	1	溪間工・山腹工	
太江			2	1	110	1	溪間工	
上気多			1	0		1	溪間工	
沼町			1	0		1	溪間工	
旧河合村		大谷	1	1	7		溪間工・山腹工	
		稲越	4	3	12, 27, 29	1	溪間工・山腹工	
		羽根	1	1	148		山腹工	
		保	5	2	83, 84	3	溪間工・山腹工	
		元田	3	2	129, 130	1	溪間工・山腹工	
		上ヶ島	1	0		1	溪間工	
		角川	2	1	185	1	山腹工	
		天生	1	1	127		山腹工	
		新名	1	1	42		山腹工	
		中澤上	1	1	155		山腹工	
		舟原	1	1	81		溪間工・山腹工	
旧宮川村		洞	2	2	30, 31		溪間工	
		塩屋	1	0		1	溪間工・山腹工	
		巢之内	1	1	173		山腹工	
		菅沼	1	1	171		山腹工	
		三川原	1	1	262		溪間工	
		小谷	2	1	226	1	溪間工・山腹工	
		丸山	6	4	181, 186, 189, 190	2	溪間工・山腹工	
		牧戸	1	1	191		溪間工・山腹工	
旧神岡町		寺林	2	2	3, 72		溪間工	
	西漆山	3	3	106, 109, 110		溪間工		

		森茂	1	1	310		溪間工・山腹工
		杉山	2	2	153, 154		溪間工
		麻生野	1	1	357		溪間工
		吉田	1	0		1	山腹工
		梨ヶ根	1	1	73		山腹工
		東雲	1	1	408		溪間工
白川村		荻町	5	3	63, 67, 76	2	溪間工・山腹工
		木谷	5	5	89, 100, 105, 107, 110		溪間工・山腹工
		保木脇	2	2	157, 158		溪間工
		長瀬	1	1	120		溪間工・山腹工
		牧	1	1	136		山腹工
		大窪	2	0		2	山腹工
		馬狩	4	4	166, 167, 178, 179		溪間工・山腹工
		平瀬	2	1	144	1	山腹工
		飯島	5	5	180, 182, 188, 189, 190		溪間工・山腹工・本数調整伐

注) 前期は林班番号、後期は林班数で記載した。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした

自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、

新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議



第14次宮・庄川地域森林計画書

計画期間 自 令和 2年 4月 1日
至 令和12年 3月31日
(変更 令和 5年12月26日)

発行・編集 令和6年3月
岐阜県 林政部 林政課
〒500-8570
岐阜市藪田南2丁目1番1号
TEL 058(272)1111(代表)

本文中の用紙には、間伐材を活用しています。